

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年10月27日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし  
 区分 : 該当なし  
 区分 : 該当なし  
 その他 : 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	中性子計装系局部出力領域モニタ除却時に使用する水中切断装置の点検時、部品に不具合(切断刃の割れ、金具変形)が認められたため、当該部品を交換。	G	
2	その他	水処理設備活性炭ろ過器(A)連絡弁点検時、ステムと駆動部カップリングが固着(腐食)し、切り離しが出来ないため、当該弁を修理。	G	
3	その他	協力企業センター受電設備点検時、受電ケーブルに劣化(劣化診断で劣化と判定)が認められたため、当該ケーブルを交換。	対象外	